

## 幕別町地域防災計画の主な修正事項【概要】

### 本編の主な修正事項

共通事項	
	・北海道、幕別町等、関係機関の組織改正に伴う修正
第1章 総則	
第2節 計画の構成	・「地震・津波防災計画編」に改訂するための修正
第3節 計画の効果的促進【新設】	・防災基本計画に基づく、北海道地域防災計画の修正同様の節の新設 ・男女共同参画の視点を取り入れた文言
第4節 用語	・節3→4に変更 ・災害対策基本法の改正に伴う用語の修正（要配慮者、避難行動要支援者）
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	・節5→6に変更 ・各機関の名称、及び事務又は業務の内容の修正
第7節 住民及び事業所の基本的責務	・節6→7に変更 ・住民の責務について備蓄・準備の例示を追記 ・事業所の責務について修正・追加 ・事業継続計画（BCP）の策定・運用を追記 ・事業所の耐震化の促進を追記 ・燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応を追加 ・取引先とのサプライチェーンの確保を追加 ・事業の継続又は早期再開・復旧を追加
第3章 防災組織	
第1節 防災会議	・法改正に伴う構成委員の追加（自主防災組織、学識経験者） ・法律の引用条項の修正
第2節 幕別町災害対策本部	・情報連絡室の設置場所を追記 ・組織体系の見直し（札内情報連絡室の新設、札内・糠内地域対策部を独立化） ・防災無線の基地局（本部）が忠類であることの追記 ・法律の引用条項の修正 ・複合災害について追記 ・町の組織体制の見直しによる修正 ・風水害非常配備体制の配備基準に土砂災害を追記 ・風水害非常配備体制の配備基準を気象業務法及び水防法の改正により修正 ・地震非常配備体制に津波を加え、注意報、警報、特別警報を追記 ・配置職員の基準を現組織体制に見直すとともに、適正な配備に修正

	<p>第3節 気象業務に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法改正に伴う気象業務組織の追記</li> <li>・警報・注意報及び情報等の追記（特別警報等）</li> <li>・気象警報等の伝達方法を多重化、多様化することを追記（携帯電話、メール、FAX等）</li> <li>・異常現象を発見した者の措置等を追記</li> </ul>
<p>第4章 災害予防計画</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い、その構成や内容等を勘案し、次の考え方で第4章の構成を再整理するものとする。</p> <p>&lt;再整理の考え方の基本&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災教育→訓練→物資・資機材の備蓄→相互応援（災害対策基本法の構成等から）</li> <li>○ 自助→共助→公助（北海道防災基本条例等による役割分担から）</li> <li>○ 災害全般の予防→個別災害の予防→複合災害対策（災害毎の予防対策の整理上から）</li> </ul>	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 ※第10章から移動</p> <p>第2節 防災訓練計画 ※第9章から移動</p> <p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 ※第8節から移動</p> <p>第4節 相互応援体制整備計画 ※新設</p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 ※第11節から移動</p> <p>第6節 避難体制整備計画 ※第9節から移動</p> <p>第7節 要配慮者対策計画 ※第10節から移動</p> <p>第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画 ※新設 第5章 第1節から平時の体制を移動</p> <p>第9節 建築物災害予防計画 ※第6節から移動</p> <p>第10節 消防計画 ※第7節から移動</p> <p>第11節 水害予防計画 ※第1節から移動</p> <p>第12節 風害予防計画 ※第2節から移動</p> <p>第13節 雪害予防計画 ※第3節から移動</p> <p>第14節 融雪災害予防計画 ※第4節から移動</p> <p>第15節 土砂災害の予防計画 ※第5節から移動</p> <p>第16節 積雪・寒冷対策計画 ※第12節から移動</p> <p>第17節 複合災害に関する計画 ※新設</p>
	<p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画（第10章から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10章→第4章第1節に変更</li> <li>・「防災思想普及・啓発計画」から「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」に名称を変更</li> <li>・防災に関する動向や各種データの発信、過去の大災害の教訓等の各種資料の収集・整理・保存・公開、地域の防災活動におけるリーダーの育成に関する努力義務の追記</li> <li>・配慮すべき事項として、東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発への努力義務等を追記</li> <li>・学校における防災教育の充実、防災に関する計画やマニュアルの策定促進を追記</li> </ul> <p>第2節 防災訓練計画（第9章から）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 9 章→第 4 章第 2 節に変更</li> <li>・ 多様な主体による共同訓練の実施等の追記</li> <li>・ 防災会議が主唱する訓練の追記</li> <li>・ 相互応援協定に基づく訓練の追記</li> <li>・ 民間団体等との連携の追記</li> <li>・ 複合災害に対応した訓練実施の追記</li> </ul>
第 3 節	<p>物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画（第 8 節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 8 → 3 に変更</li> <li>・ 「食料等の調達・確保及び災害資機材の整備」から「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に名称を変更</li> <li>・ 食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなどについて追記</li> <li>・ 応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備の追記</li> <li>・ 備蓄数量をおおむね 2 日から 3 日間をおおむね 3 日間に修正</li> <li>・ 町民に対し、2～3 日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう追記</li> <li>・ 防災資機材の整備について追記（暖房器具・燃料等）</li> <li>・ 備蓄倉庫等の整備について、備蓄拠点として庁舎や支所に整備、学校等の主要な指定避難所には、必要に応じ新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努めることを追記</li> </ul>
第 4 節	<p>相互応援体制整備計画（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節の新設 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的な考え方（連携強化、企業等のノウハウや能力の活用、応援計画、受援計画）</li> <li>2 相互応援体制の整備（応援要求及び受援体制、後方支援、遠方市町村との協定締結）</li> <li>3 防災関係機関等（連絡調整体制など、必要な準備）</li> </ol> </li> </ul>
第 5 節	<p>自主防災組織の育成等に関する計画（第 11 節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 11→5 に変更</li> <li>・ 地域住民、事業所等における自主防災体制の整備について追記</li> <li>・ 地域住民による自主防災組織の項を追加し、自主防災組織リーダー育成、女性の参画、女性リーダー育成の記載を追記</li> <li>・ 事業所等の防災組織の項を追加し、消防関係法令の周知徹底、防災体制の整備を追記</li> <li>・ 地域にあった組織構成にすることを追記</li> <li>・ 地区防災計画の追記</li> <li>・ 平時の活動内容及び非常時の活動をわかりやすいように追記</li> </ul>
第 6 節	<p>避難体制整備計画（第 9 節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 9 → 6 に変更</li> <li>・ 指定緊急避難場所、広域避難場所について追記</li> <li>・ 一時避難場所を基本法の改正により指定緊急避難場所として指定（災害の種類ごと）</li> <li>・ 指定避難所に広域一時滞在避難所を追加</li> <li>・ 暖房及び発電機用燃料の確保を追加</li> <li>・ 避難に関する広報にメール等を追記、及び道及び町が協定を締結する放送機関を追記</li> <li>・ 公共用地等の有効活用への配慮に関する記述を追加</li> </ul>

第7節 要配慮者対策計画（第10節から）

- ・ 節10→7に変更
- ・ 「災害時要援護者対策計画」から「要配慮者対策計画」に名称を変更
- ・ 災害対策基本法の第2弾改正（H25）による修正
- ・ 要配慮者の把握と支援の記述について一部修正
- ・ 避難行動要支援者への対応について追加。
  - (1) 避難行動要支援者名簿の作成
    - ・ 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲
    - ・ 避難行動要支援者名簿の記載事項
  - (2) 要配慮者の把握（個人情報及びその入手方法）
  - (3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
    - ・ 避難支援等関係者となるもの
  - (4) 避難行動要支援者名簿の管理
    - ・ 情報の適正管理
    - ・ 避難行動要支援者名簿の更新
    - ・ 避難行動要支援者情報の共有
  - (5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置
  - (6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮
    - ・ 避難準備情報等の発令・伝達
    - ・ 多様な手段の活用による情報伝達
  - (7) 避難支援等関係者の安全確保

第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画（新設：第5章第1節から平時の体制整備を移動）

- ・ 節の新設
- ・ 平時における防災情報機関との情報交換及び情報伝達体制整備についてを追記するもの
  - 1 防災会議構成機関（の情報収集・伝達体制整備）
  - 2 町及び防災関係機関（の情報収集・伝達体制整備）
  - 3 通信施設被害防止対策

第9節 建築物災害予防計画（第6節から）

- ・ 節6→9に変更
- ・ がけ地に近接する建築物の防災対策を追記

第10節 消防計画（第7節から）

- ・ 節7→10に変更
- ・ 東十勝消防事務組合の他町と平仄を図り、節の構成を見直し修正
- ・ 消防計画に計上されているような具体的な内容については削除
- ・ 消防団の組織改編による修正（忠類消防団→幕別消防団忠類分団）

第11節 水害予防計画（第1節から）

- ・ 節1→11に変更
- ・ 北海道開発局の水防の責務を追記
- ・ 国土交通省の市町村向け「川の防災情報」を追記
- ・ 指定河川洪水予報の「予報の種類と発表基準」及び「伝達系統図」の修正

第12節	<p>風害予防計画（第2節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節2→12に変更</li> <li>・ 重要施設の安全性向上の追記</li> </ul>
第13節	<p>雪害対策計画（第3節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節3→13に変更</li> <li>・ 北海道雪害対策実施要綱に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立の追記</li> <li>・ 排雪について追記</li> <li>・ 警戒体制について追記（本部設置の勘案事項）</li> <li>・ 雪害発生時の対策の追記（特に留意すべき事項）</li> </ul>
第14節	<p>融雪災害対策計画（第4節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節4→14に変更</li> <li>・ 北海道雪害対策実施要綱に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立の追記</li> <li>・ 道路除雪の項に排水能力の確保、なだれのパトロールと通行規制について追記</li> <li>・ 避難体制等の整備について追記</li> </ul>
第15節	<p>土砂災害の予防計画（第5節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節5→15に変更</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流区域の区域指定条件の追記</li> <li>・ 土砂災害警戒体制をとるべき時期の追記</li> <li>・ 情報を収集すべき危険箇所の追記</li> <li>・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土砂災害警戒区域等の指定区域</li> <li>(2) 避難勧告等の発令基準</li> <li>(3) 要配慮者への支援</li> <li>(4) 避難勧告等の発令対象区域</li> <li>(5) 避難所の開設、運営</li> </ul> </li> <li>・ 防災意識の向上の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土砂災害危険箇所</li> <li>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所</li> <li>(3) 土石流危険渓流危険箇所</li> </ul> </li> </ul>
第16節	<p>積雪・寒冷対策計画（第12節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節12→16に変更</li> <li>・ 避難救出措置等の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。</li> <li>(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置</li> </ul> </li> <li>・ 自力での屋根雪処理が不可能な世帯の応援体制の追記</li> <li>・ ホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保について追記</li> <li>・ 避難所の運営及び住宅対策について追記</li> </ul>
第17節	<p>複合災害に対する計画（新設）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節の新設</li> <li>・ 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実することについて記載</li> </ul>

## 1 予防対策

- (1) 防災関係機関相互の連携強化
- (2) 防災関係機関は複合災害を想定した訓練の実施、計画等の充実に努める
- (3) 住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発

## 第5章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

- ・ 第1節 災害情報通信計画及び情報伝達計画を第1節 災害情報収集・伝達計画と第2節 災害通信計画及び第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画の分割
- ・ 新規項目
  - 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡
  - 2 災害等の内容及び通報の時期
  - 3 現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制
  - 4 被害状況報告
- ・ 災害情報伝達計画に住民に対する周知徹底を追記
- ・ 災害情報連絡系統図に直接速報基準に該当する追記

### 第2節 災害通信計画（新設）

- ・ 節の新設
- ・ 第1節 災害情報通信計画及び情報伝達計画から第2節 災害通信計画の分割
  - 1 電話による通信
  - 2 電報による通信
  - 3 専用通信設備
  - 4 関係機関の公衆通信設備以外の通信
  - 5 通信途絶時等における措置

### 第3節 災害広報計画

- ・ 節2→3に変更
- ・ 災害現場における住民懇談会について追記
- ・ 広報媒体の充実・強化及び郵便局の追加
- ・ 防災関係機関の広報について追記

### 第4節 応急措置実施計画

- ・ 節3→4に変更
- ・ 「資料編 資料13-1 町長等の応急公用負担一覧表」参照の追記
- ・ 消防法引用条項の修正

### 第5節 避難対策計画（第4節から）

- ・ 節4→5に変更
- ・ 町民の自主避難の追記（避難路の安全性の確認、要配慮者の避難、避難における留意点）
- ・ 避難の勧告・指示に北海道開発局、帯広測候所及び道の助言、協力について追記
- ・ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合に、待避・垂直移動の指示を行うことを追記
- ・ 知事又は知事の命を受けた職員の指示の明確化及び指示の代行について追記
- ・ 自衛官の避難等の措置の具体的項目の追記

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報・避難の勧告・指示の時期及び発令基準の土砂災害の項目を修正</li> <li>・住民に求める避難行動として、避難を行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避等の安全確保措置を行うことを追記。</li> <li>・避難勧告・指示の伝達方法に避難準備情報を追記</li> <li>・伝達手段として防災行政無線、緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用するなど伝達手段の多重化・多様化に努めることを追記</li> <li>・津波の伝達は、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーの整備を追記。</li> <li>・要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達を追記（伝達系統図を含む）</li> <li>・避難誘導において、避難行動要支援者名簿の活用を追記</li> <li>・避難路及び避難場所等の安全確保の追記</li> <li>・一時避難場所から指定緊急避難場所に変更</li> <li>・避難所の開設方法について具体的に追記</li> <li>・災害の現象に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を周知徹底し、必要があれば民間施設等も避難所として確保することを追記。</li> <li>・避難所の運営は、健康管理や衛生管理又は特に女性に配慮した記述等を追記</li> <li>・警戒区域の設定において、パトロール等の実施及び知事による代行を追記</li> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、広域一時滞在について追記</li> </ul>
第 6 節	救助救出計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 5 → 6 に変更</li> <li>・負傷者等の措置に、日本赤十字社北海道支部の救護所を追記</li> <li>・職員の安全確保の実施を追記</li> <li>・特に発災当初の 7 2 時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であると追記</li> </ul>
第 7 節	災害警備計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 6 → 7 に変更</li> <li>・地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためを追記</li> <li>・避難に関する事項で、無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たると修正</li> <li>・災害時における広報に関する事項をより明確な文言に修正</li> </ul>
第 8 節	交通応急対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 7 → 8 に変更</li> <li>・交通の危険防止のための通行規制、または迂回路等の指示を追記</li> <li>・道が行う緊急通行車両のガソリン等の確保と町への幹旋及び調達について追記</li> <li>・事前届出制度の普及を図ることの追記</li> <li>・緊急輸送道路ネットワーク計画について追加</li> </ul>
第 9 節	輸送計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 8 → 9 に変更</li> <li>・緊急輸送道路の指定を第 8 節 交通応急対策計画に移行</li> <li>・緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出制度の周知について追記</li> </ul>
第 10 節	食料供給計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 9 → 10 に変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主食等を意味する「食糧」から広い範囲を意味する「食料」に修正</li> </ul>
第 11 節 給水計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 10→11 に変更</li> <li>・個人備蓄の推進（3 日分の確保（飲料水は 1 人 1 日 3 リットル））、生活用水の確保（緊急貯水槽（耐震性貯水槽）等）、給水資機材の確保の追記</li> <li>・農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画の追記</li> <li>・他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援要請の追記</li> </ul>
第 12 節 上下水道施設対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 11→12 に変更</li> <li>・上水道施設の応援体制について追記</li> <li>・農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画の追記</li> </ul>
第 13 節 衣料、生活必需物資供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 12→13 に変更</li> <li>・実施の方法及び対象者の一部修正</li> <li>・物資購入及び配分計画の追記</li> <li>・調達方法の追記</li> <li>・義援金品の取扱いの追記</li> <li>・物資の給与状況の記録の追記</li> </ul>
第 14 節 石油類燃料供給計画（新設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設</li> <li>・実施責任者</li> <li>・石油類燃料の確保の追記</li> </ul>
第 15 節 電力施設災害応急計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 13→15 に変更</li> <li>・通信施設については、第 2 節 災害通信計画に計上</li> <li>・「非常事態対策組織帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策帯広支店支部」が設置されることに修正</li> </ul>
第 16 節 ガス施設災害応急計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 14→16 に変更</li> <li>・都市ガス施設がないため、ガス施設災害応急計画に変更</li> <li>・非常災害の事前対策を追記</li> <li>・ガス事業者は、ガス事業法第 30 条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程による等を追記</li> <li>・幕別町のガス施設（埋設管）供給箇所の供給元事業者を修正</li> </ul>
第 17 節 医療救護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 15→17 に変更</li> <li>・十勝医師会等に対する出動要請の項目を削除し、関係機関の応援に追加</li> <li>・知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請を追加</li> <li>・要請する場合の通知項目を追記</li> </ul>

第 18 節 防疫計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 16→18 に変更</li> <li>・ 防疫用資器材の調達を追記</li> <li>・ 家畜・畜舎等の防疫において、実施責任者（知事）及び家畜の救護について追記</li> </ul>
第 19 節 廃棄物等処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 17→19 に変更</li> <li>・ し尿の収集方法において、具体的に収集と処理について追記</li> <li>・ 死亡獣畜の処理について、具体的に追記</li> <li>・ 清掃等施設状況について追記</li> </ul>
第 20 節 飼養動物対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 18→20 に変更</li> </ul>
第 21 節 文教対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 19→21 に変更</li> <li>・ 休校措置の学校長の判断等について追記</li> <li>・ 応急復旧の追記</li> <li>・ 災害復旧について、教育活動に支障のない限り可能な協力をするを追記</li> <li>・ 教職員の確保について、教育活動に支障を来さないようにするを追記</li> </ul>
第 22 節 住宅対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 20→22 に変更</li> <li>・ 応急仮設住宅の運営管理について追記</li> <li>・ 暖房用燃料について追記</li> <li>・ 避難所を開設することを追記</li> <li>・ 公営住宅等のあっせんを追記</li> <li>・ 応急仮設住宅の建設予定場所について、建設可能用地や建設可能戸数について、平常時に把握しておくことを追記</li> <li>・ 維持管理は、知事から委任を受け町が管理する旨の修正</li> <li>・ 運営管理の追記（心のケア、コミュニティ、女性の参画、生活者の意見の反映等）</li> <li>・ 資材等の斡旋、調達の追記（原則、町の指名登録者から選定、道に斡旋を依頼も）</li> </ul>
第 23 節 被災宅地安全対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 21→23 に変更</li> <li>・ 判定対象宅地の追記</li> <li>・ 危険度判定実施本部の業務の追記</li> <li>・ 事前準備の追記（道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄する）</li> </ul>
第 24 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 22→24 に変更</li> <li>・ 行方不明者の捜索の対象を追記</li> <li>・ 安置場所の確保を追記</li> <li>・ 平常時の規制の適用除外措置を追記</li> </ul>
第 25 節 障害物除去計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 23→25 に変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除去した障害物の集積場所で、公共用地等の有効活用に配慮することを追記</li> <li>・ 放置車両の除去の追記</li> </ul>
第 26 節 応急土木対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 24→26 に変更</li> <li>・ 関係機関等の協力の追記</li> </ul>
第 27 節 災害警備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 25→27 に変更</li> </ul>
第 28 節 交通応急対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 26→28 に変更</li> <li>・ 公共職業安定所の紹介の追記（緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介）</li> <li>・ 賃金及びその他の費用負担の追記（負担者及び賃金水準）</li> </ul>
第 29 節 ヘリコプター活用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 27→29 に変更</li> <li>・ 町の受入体制（離着陸場の確保）、及び安全対策の記述について追記</li> <li>・ 要請先「北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室」の追記</li> <li>・ 災害収束報告の追記</li> <li>・ 応援ヘリコプター等の活動の追記（「北海道ヘリコプター等運用調整会議」等）</li> </ul>
第 30 節 自衛隊派遣要請及び活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 28→30 に変更</li> <li>・ 現在の災害派遣要請基準の記載は、派遣活動になっていることから修正し、別に派遣活動を追記する。</li> <li>・ 派遣活動の追記</li> <li>・ 自衛隊との連携強化について追記</li> <li>・ 災害派遣時の権限について追記</li> </ul>
第 31 節 広域応援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 29→31 に変更</li> <li>・ 日頃から他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくことの追記</li> <li>・ 他の都道府県の市町村に対する応援要請等の追記</li> <li>・ 緊急消防援助隊の充実強化の追記</li> </ul>
第 32 節 職員応援派遣計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 30→32 に変更</li> <li>・ 基本法第 30 条の規定の追記</li> </ul>
第 33 節 防災ボランティアとの連携計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 31→33 に変更</li> <li>・ 専門ボランティアに、被災建築物の応急危険度判定の追記</li> </ul>
第 34 節 災害義援金等募集（配分）計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 32→34 に変更</li> </ul>
第 35 節 災害応急金融計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 33→35 に変更</li> <li>・ 被災者生活再建支援金の支給が実施されるよう、早期にり災証明書を交付する旨の追記</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険の活用の追記</li> </ul>
第36節	災害救助法の適用と実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節34→36に変更</li> <li>・実施体制及び救助法の適用基準について修正</li> </ul>
第6章 地震・津波災害対策計画	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題及び別冊「地震・津波防災計画編」の「・津波」の語句を追加</li> </ul>
第7章 事故災害対策計画	
第3節	道路災害対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後方に道路利用者を追記</li> <li>・危険物流出対策に、幕別消防署及び帯広警察署を追記</li> </ul>
第4節	危険物等災害対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の定義→危険物等に修正（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）</li> <li>・危険物等災害情報通信連絡系統図の修正</li> </ul>
第9章 防災訓練計画	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章第2節へ移動</li> </ul>
第10章 防災思想普及・啓発計画	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章第1節へ移動普及</li> </ul>



## 幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）の主な修正事項【概要】

### 地震・津波防災計画編の主な修正事項

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道、幕別町等、関係機関の組織改正に伴う修正</li> </ul>
<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画策定の目的」から「計画の目的」に名称を変更</li> </ul>
第3節 計画の効果的促進【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第4節 計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節3→4に変更</li> <li>・各機関の名称、及び事務又は業務の内容の修正</li> <li>・町民及び事業者の責務の記述を追記（本編に同じ） 町民及び事業者のそれぞれに対して、平常時及び災害時の責務について追記</li> </ul>
第5節 幕別町の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節4→5に変更</li> </ul>
第6節 幕別町周辺における地震の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節5→6に変更</li> <li>・平成16年以降の地震発生状況の追記</li> </ul>
第7節 幕別町における地震の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節6→7に変更</li> <li>・道が想定する地震で、幕別町に影響を及ぼす地震を計上</li> <li>・幕別町における想定地震津波（平成24年度予測）</li> </ul>
<b>第2章 災害予防計画</b>	<p>災害対策基本法や防災基本計画の構成や内容を勘案し、第2章の構成を再整理するものとする。</p> <p>＜再整理の考え方の基本＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災教育→訓練→物資・資機材の備蓄→相互応援（災害対策基本法の構成等から）</li> <li>○ 自助→共助→公助（北海道防災基本条例等による役割分担から）</li> </ul>
第1節 住民の心得	※第13節から移動
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	※第1節から移動
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	※第12節から移動
第4節 防災訓練計画	※第2節から移動
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	※第8節から移動
第6節 相互応援体制整備計画	※新設
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	※第14節から移動
第8節 避難体制整備計画	※第9節から移動
第9節 災害時要援護者対策計画	※第10節から移動
第10節 津波災害予防計画	※新設
第11節 火災予防計画	※第3節から移動

第12節 危険物等災害予防計画	※第4節から移動
第13節 建築物災害予防計画	※第5節から移動
第14節 土砂災害の予防計画	※第6節から移動
第15節 液状化災害予防計画	※第7節から移動
第16節 積雪・寒冷対策計画	※第11節から移動
第17節 業務継続計画の策定	※新設

第1節 住民の心得 (第13節から)

- ・ 節13→1に変更
- ・ 平常時の心得に、がけ崩れ、津波を追記
- ・ 非常用食料等は3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備に修正。
- ・ 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置、街など屋外でとるべき措置を追記
- ・ 運転者のとるべき措置で、走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたとき等を追記
- ・ 津波に対する心得を追記

第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画 (第1節から)

- ・ 節1→2に変更
- ・ 「地震につよいまちづくり」を追記
- ・ 耐震改修及び老朽化した社会資本の適切な維持管理を追記
- ・ 天井の脱落防止等の落下物対策等の総合的な地震安全対策の追記
- ・ 交通網の強化→主要交通の強化に修正
- ・ 通信手段の多様化、多重化への努力の追記
- ・ 町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽の整備について追記
- ・ 復旧対策基地の整備の追記
- ・ 液状化対策の追記
- ・ 「津波につよいまちづくり」を追記

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 (第12節から)

- ・ 節12→3に変更
- ・ 緊急地震速報の普及、啓発について追記
- ・ 普及啓発の時期に「水防月間」及び「津波防災の日」を追記

第4節 防災訓練計画 (第2節から)

- ・ 節2→4に変更
- ・ 多様な主体による共同訓練の実施等の追記
- ・ 相互応援協定に基づく訓練の追記
- ・ 民間団体等との連携に津波防災避難訓練も追記
- ・ 訓練の実施の追記

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 (第8節から)

- ・ 節8→5に変更
- ・ 「食料等の調達・確保及び防災資機材の整備」から「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に名称を変更

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第6節	<p>相互応援体制整備計画（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第7節	<p>自主防災組織の育成に関する計画（第14節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節14→7に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第8節	<p>避難体制整備計画（第9節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節9→8に変更</li> <li>・避難場所、避難経路の整備、住民への周知徹底の追記</li> <li>・津波避難場所の指定・整備の追記</li> <li>・その他は本編と同じ</li> </ul>
第9節	<p>災害時要援護者対策計画（第10節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節10→9に変更</li> <li>・「災害時要援護者対策計画」から「要配慮者対策計画」に名称を変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第10節	<p>津波災害予防計画（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備</li> <li>2 津波警戒の周知徹底</li> </ul> </li> </ul>
第11節	<p>火災予防計画（第3節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節3→11に変更</li> <li>・火災予防条例に基づく火気の取り扱いを追記</li> <li>・消防力の整備の追記（消防職員の確保、消防技術の向上等）</li> </ul>
第12節	<p>危険物等災害予防計画（第4節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節4→12に変更</li> <li>・危険物保管施設の耐震性の確保の追記</li> <li>・危険物保安対策に事業者を追記（法の遵守、危険物流出及び拡散の防止、危険物の除去 その他災害の防止のための応急の措置）</li> <li>・許可の取消等の措置命令及び事業者の自主保安体制確立を図るための指導の追記</li> <li>・高圧ガス保安対策に事業者の追記（法の遵守、自主保安体制の確立、法で定める応急措 置、道又は警察に届け出）</li> <li>・毒物・劇物災害対策の追記</li> <li>・放射性物質災害対策の追記</li> </ul>
第13節	<p>建築物災害予防計画（第5節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節5→13に変更</li> <li>・耐震化の促進について文言修正</li> <li>・がけ地に近接する建築物の防災対策の追記</li> </ul>
第14節	<p>土砂災害の予防計画（第6節から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節6→14に変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第15節	液状化災害予防計画（第7節から）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節7→15に変更</li> </ul>
第16節	積雪・寒冷対策計画（第11節から）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節11→16に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第17節	業務継続計画の策定（新設）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務継続計画（BCP）の概要</li> <li>2 業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保</li> </ol> </li> </ul>
第3章 災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡室の設置場所を追記</li> <li>・組織体系の見直し（札内情報連絡室の新設、札内・糠内地域対策部を独立化）</li> <li>・防災無線の基地局（本部）が忠類であることの追記</li> <li>・法律の引用条項の修正</li> <li>・複合災害について追記</li> <li>・幕別町職員非常配備体制の配備基準に津波警報等を追記</li> <li>・配置職員の基準を現組織体制に見直すとともに、適正な配備に修正</li> </ul>
第2節	地震・津波情報伝達計画（津波の追加）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震情報伝達計画」から「地震・津波情報伝達計画」に名称を変更</li> <li>・緊急地震速報の項の追記</li> <li>・津波警報等の種類及び内容の項の追記</li> <li>・地震・津波に関する情報の種類と内容の修正</li> <li>・地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び津波予報区の追記</li> <li>・気象庁震度階級関連解説表の追記</li> </ul>
第3節	災害情報等の収集、伝達計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を住民等への伝達を追記</li> <li>・北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の追記</li> <li>・災害対策本部の設置の追記（防災関係機関へ通報、密接な相互連絡）</li> <li>・現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制の追記</li> <li>・災害情報等の連絡体制の追記</li> <li>・通報手段の確保の追記</li> <li>・通信施設の整備の強化の追記</li> <li>・被害状況報告の追記</li> <li>・災害情報連絡系統図に直接速報基準に該当するときに追記</li> </ul>

第4節	災害広報計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第5節	避難対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の自主避難の追記（避難路の安全性の確認、要配慮者の避難、避難における留意点）</li> <li>・避難の勧告・指示に北海道開発局、帯広測候所及び道の助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくことについて追記</li> <li>・避難所の開設、運営について防災基本計画の修正に伴う修正</li> <li>・勧告または指示 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合の文言修正</li> <li>(イ) 警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等について追記</li> <li>(ウ) 津波警報など津波の発生予報が発せられた場合の追記</li> </ul> </li> <li>・知事又は知事の命を受けた職員の指示の明確化及び指示の代行について追記</li> <li>・警察官の行う措置について、文言修正</li> <li>・自衛官の避難等の措置の具体的項目の追記</li> <li>・避難準備情報・避難の勧告・指示の時期及び発令基準の避難準備情報を削除</li> <li>・避難勧告・指示の伝達方法に、防災行政無線、緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を追記し、津波の伝達については、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーを整備するように追記</li> <li>・避難誘導の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難行動要支援者名簿の作成等の追記</li> <li>イ 津波発生時の避難について追記</li> <li>ウ 町職員、消防職員、消防団員、警察官などの避難誘導・支援の追記</li> </ul> </li> <li>・避難路及び避難場所等の安全確保の追記</li> <li>・一時避難場所から指定緊急避難場所に変更</li> <li>・避難所の開設方法について具体的に追記</li> <li>・指定緊急避難場所及び指定避難所を周知徹底し、必要があれば民間施設等も避難所として確保することを追記。</li> <li>・避難所の運営は、健康管理や衛生管理又は特に女性に配慮した記述等を追記</li> <li>・警戒区域の設定において、パトロール等の実施及び知事による代行を追記</li> <li>・災害対策基本法の改正を踏まえ、広域一時滞在について追記</li> </ul>
第6節	救助救出計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第7節	地震火災等対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動体制の整備の追記</li> <li>・火災発生、被害拡大危険区域に津波等による浸水危険区域を追記</li> </ul>
第8節	津波災害応急対策計画（新設）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波警戒体制の確立</li> <li>2 町民等の避難・安全の確保</li> </ol> </li> </ul>
第9節	災害警備計画

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 8→9に変更</li> <li>・ 「地震災害警備計画」から「災害警備計画」に名称を変更</li> <li>・ 地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持を追記</li> <li>・ 避難に関する事項の文言修正</li> <li>・ 災害時における広報に関する事項の文言修正</li> </ul>
第 10 節	交通応急対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 9→10に変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 11 節	輸送計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 10→11に変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 12 節	ヘリコプター等活用計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 11→12に変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 13 節	食料供給計画 (語句修正)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 12→13に変更</li> <li>・ 「食糧供給計画」から「食料供給計画」に名称を変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 14 節	給水計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 13→14に変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 15 節	衣料、生活必需物資供給計画 (語句修正)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 14→15に変更</li> <li>・ 「衣料、生活必需品等物資供給計画」から「衣料、生活必需物資供給計画」に名称を変更</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 16 節	石油類燃料供給計画 (新設)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節の新設</li> <li>・ 本編と同じ</li> </ul>
第 17 節	生活関連施設対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節 15→17に変更</li> <li>・ 上水道の次の項目を追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 復旧対策基本方針</li> <li>イ 復旧対策内容</li> <li>ウ 配水調整</li> <li>エ 応急給水</li> <li>オ 応援体制</li> </ul> </li> <li>・ 下水道の被害調査、応急対策の文言修正</li> <li>・ 電気の非常災害対策帯広支店支部の設置、非常態勢区分、応急復旧要員の動員の追記</li> <li>・ 電気の応急復旧対策の文言修正 (変電設備、送電設備、配電設備)</li> <li>・ 電気の広報の文言修正 (被害状況 (停電の状況)、復旧見込み等)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの広報の追記（被害状況及び復旧見込み等）</li> </ul>
第 18 節	医療救護計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 16→18 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 19 節	防疫計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 17→19 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 20 節	廃棄物等処理計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 18→20 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 21 節	飼養動物対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 30→21 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 22 節	文教対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 19→22 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 23 節	住宅対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 20→23 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 24 節	被災建築物安全対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 21→24 に変更</li> <li>・応急危険度判定の基本的事項に判定の効力を追記</li> <li>・石綿飛散防災対策の追記</li> </ul>
第 25 節	被災宅地安全対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 22→25 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 26 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画（語句修正）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 23→26 に変更</li> <li>・「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に名称を変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 27 節	障害物除去計画（第 29 節から移動）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 29→27 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 28 節	広域応援計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 24→28 に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第 29 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節 25→29 に変更</li> <li>・「自衛隊派遣要請及び活動計画」から「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に名称を変更</li> </ul>

	・本編と同じ
第30節 防災ボランティアとの連携計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節26→30に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第31節 災害義援金等募集（配分）計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節27→31に変更</li> </ul>
第32節 災害救助法の適用と実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節28→32に変更</li> <li>・本編と同じ</li> </ul>
第4章 災害復旧計画	
第3節 災害応急金融計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金の支給が実施されるよう、早期に災証明書を交付する旨の追記</li> <li>・応急金融の大要の追記</li> </ul>
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による被害の追記</li> <li>・孤立集落発生の可能性の記述の追記</li> </ul>
第4節 地震発生時の応急対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難のための勧告及び指示の追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 町長 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津波警報が発表された場合の措置について追記</li> <li>② 強い地震を感じたとき等の追記</li> <li>③ 避難の勧告等は、ワンセグ等あらゆる伝達手段を活用することの追記</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・警察官は天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合の追記</li> <li>・津波に伴う二次災害の拡大を防止するための措置について追記</li> <li>・応援部隊等を受け入れることになった場合に備え、受入体制を確保について追記</li> </ul>
第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項（新設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節の新設 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波からの防護のための施設の整備等</li> <li>2 津波に関する情報の伝達等</li> <li>3 避難対策等</li> <li>4 消防機関等の活動</li> <li>5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</li> <li>6 交通対策</li> <li>7 町自らが管理又は運営する施設に関する対策</li> </ol> </li> </ul>
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節5→6に変更</li> <li>・避難所の諸機能の整備について追記</li> </ul>
第7節 防災訓練計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節6→7に変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど対応行動の習熟に努めることの追記</li> </ul>
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節7→8に変更</li> <li>・避難生活に関する知識及び要配慮者に関する知識の追記</li> <li>・緊急地震速報について普及・啓発について追記</li> </ul>
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節8→9に変更</li> <li>・防災要員等の資質の向上について追記</li> </ul>